

寒暖を繰り返す時期となりましたが、組合員の皆様におかれましては
お元気でお過ごしでしょうか？

季節の変わり目ですので、体調を崩されぬよう、お気を付けください。

本格的な春の近いことを励みに、もうしばらくの寒さを乗り切りましょう。

橋梁補修工事に伴う、夜間一時通行止めのお知らせ

(1) 一時通行止めの区間

路線名：**E30瀬戸中央自動車道**

規制区間：**児島IC～与島PA(上下線)**

(2) 一時通行止めの日時

令和3年3月7日(日)

①午前0時～午前0時50分まで(50分間)

②午前2時～午前2時50分まで(50分間)

③午前4時～午前4時50分まで(50分間)

※天候不良等により、工事ができなかった場合

の予備日は以下の通りです。各日とも時間帯は上記と同じです。

令和3年3月8日(月)・14日(日)・15日(月)・21日(日)・22日(月)

(3) 一時通行止め時のお客様待機場所

上り線 [四国から本州方面] **与島PA駐車場内** (与島PA入口部分で本線を閉鎖します)
※与島PAでの休憩及びUターンは可能です。

下り線 [本州から四国方面] **鴻ノ池SA駐車場内** (鴻ノ池SA入口部分で本線を閉鎖します)
※ただし、児島ICで降りられる方は、SA内の係員にお申し出
いただければ、児島ICまで走行することは可能です。

(4) 工事に関するお問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 坂出管理センター

TEL 0877-45-5511(代) 受付時間 9時～17時30分(土・日・祝日を除く)

一時通行止め当日は、15時から一時通行止め終了時まで対応いたします。



組合事業のご案内

当組合加入のメリットとして高速道路通行料金が割引になるETCカードやガソリンスタンドの表示価格に関係なく、契約単価(全国统一価格)でガソリンや軽油等の燃料を御購入頂けるガソリンカードを発行する事が出来ます。

まだご利用されていない組合員様もありますので、再度ご案内をさせて頂きます。

高速道路 通行料の割引！

ETCコーポレートカード



ETCコーポレートカードとは、西日本高速道路株式会社が発行する料金後払いのETCカードです。高速道路会社の大口・多頻度割引制度などが、ETCコーポレートカード用の割引率で適用されます(最大30%割引)。あらかじめカードに登録した車両でETCシステムを利用して通行するとカードごとの利用金額に応じた割引を受けることが出来ます。月間利用金額が3万円以上の車両を対象としております。

ETCマイレージカード



ETCマイレージカードとは、ETCによる高速道路等の通行料金の利用額に応じてポイントが貯まり、そのポイントを還元額(無料通行分)と交換できるETCカードです。交換した還元額(無料通行分)は、ETCによる高速道路等の通行料金のお支払いにご利用いただけます。

1枚のカードで全国のSSの約80%(3ブランド)で利用可能！

燃料給油カード(ガソリンカード)



1枚のカードで「ENEOS」、「昭和シェル」、「コスモ石油」が、全国统一価格で給油いただけます。全国のSSの約80%をカバーしています。全国统一価格で給油ができ、燃料コストの平準化が図れるとともに、一元管理が可能です。

※詳しくは担当者が訪問し説明並びに手続きをさせて頂きますので、組合事務所までご連絡のほど宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策情報

新型コロナウイルス感染拡大防止のため発出されていた緊急事態措置の実施期間が令和3年3月7日まで延長されました。これに伴い、令和3年2月28日までを期限としていた雇用調整助成金の特例措置が**緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末**まで延長となりました。詳細については、下記HPをご参照ください。

引き続き「3つの密(密閉・密集・密接)の回避」、「手洗い」、「咳エチケット」等の感染症対策を行いながら、自己の健康管理を心がけてお過ごしください。



【厚生労働省】<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000735628.pdf>

厚生年金の脱退一時金にかかる

所得税還付申告の代行について

国民年金保険料の納付期間または厚生年金の加入期間が6か月以上ある実習生が母国へ帰国することになった場合、受給資格要件(10年間の年金加入)を満たさないため将来的に年金を受け取ることができません。しかし、帰国後2年以内に母国から日本年金機構へ「脱退一時金請求書」と添付書類を郵送すれば、国民年金保険料の納付期間または厚生年金の加入期間に応じて、国民年金または厚生年金の脱退一時金の支給を受けることができます。

この脱退一時金の受給は、退職所得とみなされます。国民年金の脱退一時金は所得税が源泉徴収されませんが、**厚生年金の脱退一時金は、その支給の際に20.42%の税金が源泉徴収され、所定の手続を経ることで源泉徴収された税金の還付を受けられます。**

還付金を受け取るためには、実習生の帰国前に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を日本国内における最終の住所地または居住地を管轄する税務署に提出することが必要です。納税管理人につきましては、**安心してお任せできる司法書士を当組合よりご紹介することが可能です。**ご要望がございましたら、組合担当者にご相談ください。

※詳細については、下記HPをご参照ください。

【日本年金機構】

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanesesystem/withdrawalpayment/payment.files/A.pdf>

【国税庁】

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/001115/pdf/04/04_007.pdf

「支援自販機」が設置されました！

2月12日(金)、技能実習生の受入れを行っている株式会社エイシン様(高松市神在川窪町)にて、「外国人技能実習生支援自動販売機」が設置されました。

今後、「支援自販機」の売り上げの一部からご支援いただきました募金を活用し、技能実習生の支援(オリエンテーション、日本語教室など)の実施を検討しております！



研修センターだより

新型コロナの変異ウイルス拡大を受け、政府決定により、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間は新規入国を一時停止するとの発表がありました。ギリギリのタイミングでベトナムより入国できました。

